

議案第七十七号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「百分の二十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第三十条第二項中「百分の七十」を「」六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の六十五」に、「百分の九十」を「」六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の八十五」に改め、同条第三項中「百分の三十五」と」の下に「」百分の六十五」とあるのは「百分の三十」と」を、「百分の四十五」と」の下に「」百分の八十五」とあるのは「百分の四十」と」を加える。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を削る。  
別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第6条関係）

## 幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	293,100
	2	145,500	161,000	296,200
	3	147,000	163,000	299,300
	4	148,500	165,000	302,500
	5	150,000	166,900	305,500
	6	151,600	169,100	308,700
	7	153,300	171,300	311,700
	8	155,100	173,400	314,800
	9	156,900	175,700	317,700
	10	158,700	178,400	320,100
	11	160,500	181,000	322,400
	12	162,500	183,700	324,600
	13	164,500	186,400	327,100
	14	166,500	187,900	329,400
	15	168,700	189,600	331,700
	16	170,900	191,300	334,100
	17	173,100	193,000	336,400
	18	175,500	194,200	338,700
	19	178,000	195,200	341,100
	20	180,400	196,400	343,300
	21	182,800	197,700	345,500
	22	184,200	198,900	347,600
	23	185,600	200,100	349,600
	24	186,600	201,500	351,600
	25	187,900	202,900	353,500
	26	189,200	204,300	355,500
	27	190,600	205,600	357,500
	28	191,800	207,300	359,300
	29	193,100	208,900	361,200
	30	194,200	211,100	363,100
	31	195,500	213,500	364,900
	32	196,600	216,100	366,600

33	197,800	218,500	368,400
34	198,900	220,900	370,200
35	200,100	223,700	372,000
36	201,600	226,100	373,700
37	203,000	228,800	375,500
38	204,500	231,400	377,400
39	205,900	234,100	379,100
40	207,500	236,800	380,600
41	209,100	239,500	382,400
42	210,600	242,200	384,200
43	212,200	245,000	385,700
44	213,900	247,700	387,400
45	215,600	250,500	389,100
46	217,200	253,400	390,700
47	218,900	256,300	392,200
48	220,500	259,200	393,700
49	222,300	262,100	395,300
50	224,000	265,100	396,800
51	225,500	267,900	398,200
52	227,000	271,000	399,800
53	228,700	273,900	401,200
54	230,300	277,000	402,800
55	231,900	280,000	404,200
56	233,300	283,100	405,600
57	234,800	286,300	407,000
58	236,300	289,300	408,400
59	237,900	292,300	409,800
60	239,300	295,300	411,200
61	240,800	298,300	412,500
62	242,200	301,200	413,900
63	243,800	304,200	415,000
64	245,200	307,100	416,400
65	246,700	309,900	417,700
66	248,100	312,300	418,800
67	249,600	314,600	419,900
68	251,100	316,700	421,000

## 再任用職員以外の職員

69	252,400	319,100	422,000
70	253,700	321,200	423,000
71	255,000	323,400	424,000
72	256,300	325,800	425,000
73	257,700	328,000	425,700
74	258,900	330,200	426,500
75	260,000	332,500	427,400
76	261,100	334,800	428,200
77	262,300	336,900	428,900
78	263,400	338,900	429,700
79	264,400	340,900	430,500
80	265,500	342,700	431,300
81	266,400	344,600	431,900
82	267,400	346,500	432,600
83	268,500	348,500	433,200
84	269,600	350,200	433,800
85	270,400	351,900	434,500
86	271,400	353,800	435,200
87	272,400	355,700	435,800
88	273,200	357,300	436,500
89	274,100	359,000	437,100
90	274,900	360,700	437,800
91	275,600	362,300	438,500
92	276,400	363,800	439,200
93	277,200	365,200	439,900
94	277,900	366,800	440,500
95	278,600	368,300	441,200
96	279,200	369,700	441,900
97	279,700	371,100	442,600
98	280,400	372,100	443,200
99	281,100	373,400	443,900
100	281,700	374,700	444,500
101	282,300	375,900	445,200
102	282,900	377,100	445,800
103	283,500	378,300	446,500
104	284,000	379,400	447,100

105	284,600	380,500	447,800
106	285,100	381,700	448,400
107	285,600	382,900	449,000
108	286,000	384,000	449,600
109	286,400	385,000	450,100
110	286,600	386,100	
111	286,900	387,200	
112	287,300	388,300	
113	287,700	389,300	
114	288,100	390,400	
115	288,400	391,400	
116	288,700	392,500	
117	289,100	393,300	
118	289,500	394,200	
119	289,900	395,200	
120	290,300	396,200	
121	290,700	397,200	
122	291,100	398,100	
123	291,500	399,100	
124	291,900	400,100	
125	292,300	401,000	
126		401,700	
127		402,600	
128		403,500	
129		404,300	
130		405,000	
131		405,800	
132		406,500	
133		407,200	
134		407,800	
135		408,400	
136		409,000	
137		409,600	
138		410,200	
139		410,800	
140		411,200	

141		411,800	
142		412,300	
143		412,900	
144		413,400	
145		413,900	
146		414,400	
147		414,800	
148		415,300	
149		415,800	
150		416,300	
151		416,800	
152		417,300	
153		417,800	
154		418,100	
155		418,600	
156		419,000	
157		419,500	
158		420,000	
159		420,500	
160		421,000	
161		421,400	
162		421,800	
163		422,300	
164		422,800	
165		423,200	
166		423,700	
167		424,200	
168		424,700	
169		425,100	
170		425,600	
171		426,000	
172		426,500	
173		427,000	
174		427,500	
175		428,000	
176		428,500	
177		428,900	
再任用 職員	215,900	265,900	328,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同項ただし書中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百、」を「百分の九十五、」に、「百分の百十」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の五」を「百分の十」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の百、」を「百分の九十五、」に、「百分の百十」を「百分の百」に、「おいては百分の六十五」を「おいては百分の六十」に改める。

第三十条第二項中「、六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の八十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に依じ、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び附則第六項の規定 公布の日

二 第一条中附則の改正規定（附則第九項を削る部分を除く。）及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定 平成二十三年一月一日

三 第二条の規定 平成二十三年四月一日

2 前項第二号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 平成二十三年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第二項（同条第三項の規定により読み替えで適用する場合を含む。）、「第四項及び第五項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第四条第一項又は公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）第三条の二の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあつては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。



- 一 平成二十二年四月一日（同月二日から平成二十三年三月一日までの間に新たに職員となつた者（平成二十二年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額合計額に百分の〇・三を乗じて得た額に、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成二十二年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三を乗じて得た額
- 三 平成二十二年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三を乗じて得た額
- 4 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月一日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事

委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成二十三年三月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

（期末手当）

第二十七条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の百、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて得

（期末手当）

第二十七条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて得

た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十」とあるのは「百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十五」とする。

4 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額

た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十」とあるのは「百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十五」とする。

4 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額

に、六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の六十五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の八十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十」とする。

4  
7  
略

附 則

1  
5  
略

に百分の七十

（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の九十

）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と  
、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」とする。

4  
7  
略

附 則

1  
5  
略

6 第十三条第二項の規定の適用について

は、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十七」とする。

7| 略

8| 略

9| 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の規定の適用については、第二十七条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項ただし書中「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十を」と、「百分の七十二・五」とあるのは「百分の七十二・五を」と、第

新 条 例	旧 条 例
<p>第二条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>（期末手当） 第二十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三 月に支給する場合には百分の二十 五、六月に支給する場合には百分の 百十五、十二月に支給する場合には</p>	<p>（期末手当） 第二十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三 月に支給する場合には百分の十 、六月に支給する場合には百分の 百二十、十二月に支給する場合には</p>
<p>三十条第二項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同条第三項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。</p>	

百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場  
合においては百分の二十五、六月に支給する  
場合においては百分の九十五、十二月に  
支給する場合には百分の百 を乗じ  
て得た額に、教育委員会規則で定める支給  
割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に  
ついては、同項中「百分の二十五」とある  
のは「百分の十」と、「百分の百十五」と  
あるのは「百分の六十五」と、「百分の百  
二十」とあるのは「百分の七十」と、  
「百分の九十五、十二月に支給する場合に  
おいては百分の百」とあるのは「百分の  
五十五、十二月に支給する場合には  
百分の六十」とする。

百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場  
合においては百分の十、六月に支給す  
る場合においては百分の百、十二月に  
支給する場合には百分の百十を乗じ  
て得た額に、教育委員会規則で定める支給  
割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に  
ついては、同項中「百分の十」とある  
のは「百分の五」と、「百分の百二十」と  
あるのは「百分の六十五」と、「百分の百  
三十」とあるのは「百分の七十五」と、  
「百分の百、十二月に支給する場合に  
おいては百分の百十」とあるのは「百分の  
五十五、十二月に支給する場合には  
百分の六十五」とする。



4 ) 6 略

( 勤勉手当 )

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の六十七・五

( 第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の八十七・五

) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分

4 ) 6 略

( 勤勉手当 )

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の六十五( 第十条の規定に基づき管理職

手当の支給を受ける職員にあっては、六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の八十五 ) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の六十五」

の八十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

4  
5  
7  
略

とあるのは「百分の三十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十」とする。

4  
5  
7  
略

## 給与改定の概要

## 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																																																																																																																																				
給 料 表	別表第一 1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差（ 1,259 円、0.30% ）の是正等 公民較差相当分について、地域手当の支給割合の引上げ（ 1 ポイント ）に伴う引下げ分と合わせて、給料月額を引き下げる。 2 初任給までの号給の据置き 初任給までの号給は据え置く。																																																																																																																																																																				
地 域 手 当	支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 7 %</td> <td>1 8 %</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	1 7 %	1 8 %																																																																																																																																																																
現 行	改 正																																																																																																																																																																				
1 7 %	1 8 %																																																																																																																																																																				
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	第 1 条による改正 職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.30</td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>2.00</u></td> <td>1.30</td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2.75</u></td> <td><u>1.40</u></td> <td><u>4.15</u></td> <td><u>2.60</u></td> <td><u>1.35</u></td> <td><u>3.95</u></td> </tr> </tbody> </table> 管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.00</td> <td>0.90</td> <td>1.90</td> <td>1.00</td> <td>0.90</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.10</td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.00</u></td> <td>1.10</td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2.35</u></td> <td><u>1.80</u></td> <td><u>4.15</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>1.75</u></td> <td><u>3.95</u></td> </tr> </tbody> </table> 再任用職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>0.65</td> <td>0.35</td> <td>1.00</td> <td>0.65</td> <td>0.35</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>0.75</td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.10</u></td> <td>0.75</td> <td><u>0.30</u></td> <td><u>1.05</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>1.50</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>1.45</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>2.10</u></td> </tr> </tbody> </table> 再任用管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> <td>1.00</td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>0.65</td> <td><u>0.45</u></td> <td><u>1.10</u></td> <td>0.65</td> <td><u>0.40</u></td> <td><u>1.05</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>1.30</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>1.25</u></td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>2.10</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90	12 月期	1.30	<u>0.70</u>	<u>2.00</u>	1.30	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>	3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	<u>2.75</u>	<u>1.40</u>	<u>4.15</u>	<u>2.60</u>	<u>1.35</u>	<u>3.95</u>	区 分	現 行			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.00	0.90	1.90	1.00	0.90	1.90	12 月期	1.10	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>	1.10	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>	3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	<u>2.35</u>	<u>1.80</u>	<u>4.15</u>	<u>2.20</u>	<u>1.75</u>	<u>3.95</u>	区 分	現 行			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.65	0.35	1.00	0.65	0.35	1.00	12 月期	0.75	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>	0.75	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	合 計	<u>1.50</u>	<u>0.70</u>	<u>2.20</u>	<u>1.45</u>	<u>0.65</u>	<u>2.10</u>	区 分	現 行			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.55	0.45	1.00	0.55	0.45	1.00	12 月期	0.65	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>	0.65	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	合 計	<u>1.30</u>	<u>0.90</u>	<u>2.20</u>	<u>1.25</u>	<u>0.85</u>	<u>2.10</u>
区 分	現 行			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90																																																																																																																																																															
12 月期	1.30	<u>0.70</u>	<u>2.00</u>	1.30	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>2.75</u>	<u>1.40</u>	<u>4.15</u>	<u>2.60</u>	<u>1.35</u>	<u>3.95</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	1.00	0.90	1.90	1.00	0.90	1.90																																																																																																																																																															
12 月期	1.10	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>	1.10	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>2.35</u>	<u>1.80</u>	<u>4.15</u>	<u>2.20</u>	<u>1.75</u>	<u>3.95</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	0.65	0.35	1.00	0.65	0.35	1.00																																																																																																																																																															
12 月期	0.75	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>	0.75	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>1.50</u>	<u>0.70</u>	<u>2.20</u>	<u>1.45</u>	<u>0.65</u>	<u>2.10</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	0.55	0.45	1.00	0.55	0.45	1.00																																																																																																																																																															
12 月期	0.65	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>	0.65	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>1.30</u>	<u>0.90</u>	<u>2.20</u>	<u>1.25</u>	<u>0.85</u>	<u>2.10</u>																																																																																																																																																															
諸 手 当																																																																																																																																																																					

諸 手 当	期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	第2条による改正 職員の支給月数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>1.90</u></td> <td><u>1.15</u></td> <td><u>0.675</u></td> <td><u>1.825</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.30</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>1.95</u></td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.675</u></td> <td><u>1.875</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.60</td> <td>1.35</td> <td>3.95</td> <td>2.60</td> <td>1.35</td> <td>3.95</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.20</u>	<u>0.70</u>	<u>1.90</u>	<u>1.15</u>	<u>0.675</u>	<u>1.825</u>	12 月期	<u>1.30</u>	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>1.875</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.60	1.35	3.95	2.60	1.35	3.95
	区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																							
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																					
	6 月期	<u>1.20</u>	<u>0.70</u>	<u>1.90</u>	<u>1.15</u>	<u>0.675</u>	<u>1.825</u>																																					
	12 月期	<u>1.30</u>	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>1.875</u>																																					
	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																					
	合 計	2.60	1.35	3.95	2.60	1.35	3.95																																					
		管理職員の支給月数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>1.90</u></td> <td><u>0.95</u></td> <td><u>0.875</u></td> <td><u>1.825</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.10</u></td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>1.95</u></td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.875</u></td> <td><u>1.875</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.20</td> <td>1.75</td> <td>3.95</td> <td>2.20</td> <td>1.75</td> <td>3.95</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	<u>1.90</u>	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>	12 月期	<u>1.10</u>	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>	<u>1.00</u>	<u>0.875</u>	<u>1.875</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.20	1.75	3.95	2.20	1.75	3.95
	区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																							
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																					
6 月期	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	<u>1.90</u>	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>																																						
12 月期	<u>1.10</u>	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>	<u>1.00</u>	<u>0.875</u>	<u>1.875</u>																																						
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																						
合 計	2.20	1.75	3.95	2.20	1.75	3.95																																						
	再任用職員の支給月数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>0.325</u></td> <td><u>0.975</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.75</u></td> <td><u>0.30</u></td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>0.325</u></td> <td><u>1.025</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.45</td> <td>0.65</td> <td>2.10</td> <td>1.45</td> <td>0.65</td> <td>2.10</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>0.65</u>	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>	<u>0.65</u>	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>	12 月期	<u>0.75</u>	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>	<u>0.70</u>	<u>0.325</u>	<u>1.025</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.45	0.65	2.10	1.45	0.65	2.10	
区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																								
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																						
6 月期	<u>0.65</u>	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>	<u>0.65</u>	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>																																						
12 月期	<u>0.75</u>	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>	<u>0.70</u>	<u>0.325</u>	<u>1.025</u>																																						
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																						
合 計	1.45	0.65	2.10	1.45	0.65	2.10																																						
	再任用管理職員の支給月数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>0.55</u></td> <td><u>0.45</u></td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.55</u></td> <td><u>0.425</u></td> <td><u>0.975</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>0.40</u></td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>0.60</u></td> <td><u>0.425</u></td> <td><u>1.025</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.25</td> <td>0.85</td> <td>2.10</td> <td>1.25</td> <td>0.85</td> <td>2.10</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>0.55</u>	<u>0.45</u>	<u>1.00</u>	<u>0.55</u>	<u>0.425</u>	<u>0.975</u>	12 月期	<u>0.65</u>	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>	<u>0.60</u>	<u>0.425</u>	<u>1.025</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.25	0.85	2.10	1.25	0.85	2.10	
区 分	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																								
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																						
6 月期	<u>0.55</u>	<u>0.45</u>	<u>1.00</u>	<u>0.55</u>	<u>0.425</u>	<u>0.975</u>																																						
12 月期	<u>0.65</u>	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>	<u>0.60</u>	<u>0.425</u>	<u>1.025</u>																																						
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																						
合 計	1.25	0.85	2.10	1.25	0.85	2.10																																						
	施 行 期 日 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>給料表及び地域手当の支給割合の改定は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。</li> <li>期末手当及び勤勉手当の支給月数は、第 1 条による改正は公布の日から、第 2 条による改正は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>平成 22 年 4 月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 23 年 3 月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。</li> </ol>																																										